

大和市屋内こども広場条例一部改正(案)

についてご意見を募集します

様々なご意見を踏まえて条例改正を行っていくため、大和市屋内こども広場条例一部改正(案)について、WEB等による意見募集を行います。

1. 大和市屋内こども広場について

平成 28 年 11 月に開館した文化創造拠点シリウス内に公の施設として設置された子育て支援施設で、子どもの健やかな成長や子育て世代の親子の交流促進、子育てに対する不安や負担を解消すること等を目的に、満 3 歳～満 8 歳児を対象とした「げんきっこ広場」や 0 歳～2 歳児を対象とした「ちびっこ広場」で構成されている「屋内公園事業」と「保育施設事業」を展開しています。

2. 背景

近年、利用者数の増加とともに、げんきっこ広場に対する「対象年齢や入場条件の見直しを求める声」が多く届いています。

3. 改正内容

大和市屋内こども広場条例における有料施設の利用料金上限額を改定するとともに対象年齢を拡大します。

大和市屋内こども広場条例

別表(第8条及び第10条関係) 利用料金の上限額

区分	単位	金額
個人利用	こども 2時間につき	市内利用者 200円
		市外利用者 300円
	おとな 1日につき	市内利用者 300円
		市外利用者 400円

条例改正

区分	単位	金額
個人利用	こども 2時間につき	市内利用者 200円
		市外利用者 900円
	おとな 1日につき	市内利用者 300円
		市外利用者 1,000円

備考1(5)

こども 満3歳から満8歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。

条例改正

こども (~~満3歳から~~)満8歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。

備考3

げんきっこ広場に入場する満3歳に達しない者は、無料とする。

条例改正

(削除)

4. 施行予定日 令和8年4月1日

(裏面あり)

5. 意見募集概要

募集期間：令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)必着

募集対象：市内民および市外民(18歳以上)

提出方法：電子申請・郵送・FAX・持参のいずれか

【電子申請の場合】

e-kanagawa 電子申請

電 子 申 請



【郵送・FAX・持参の場合】

様式：自由

記載事項：

- ①大和市屋内こども広場条例一部改正(案)についての意見
- ②住所
- ③氏名
- ④年代(〇〇歳台)
- ⑤利用の有無(任意回答)
- ⑥利用する子の年齢(〇歳)(任意回答)



郵送・持参先：

大和市イベントキャラクター ヤマトン

〒242-8601 大和市鶴間1-31-7

保健福祉センター2階 ほいく課保育指導係

FAX:046-264-0202

そ の 他：電話・口頭によるご意見は受け付けません。

いただいたご意見は、後日、とりまとめてHPで公表する予定です。

いただいたご意見に対する個別回答はしません。

【問い合わせ先】

こども部ほいく課保育指導係

046-260-5672

(平日8:30～17:15)